

電気設備の技術基準の解釈の引用を要請する民間規格の策定の審議についての意見公募

日電規委17第020号

平成17年9月13日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要請及び解釈に引用を要請する規格案を審議・評価し、経済産業省原子力安全・保安院に提出することを予定しておりますのでお知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

日本電気技術規格委員会規格(JESC規格)の策定と「電気設備の技術基準の解釈(電技解釈)」への引用要望

(1) JESC 規格案「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の策定と電技解釈

第134,139条への引用要請について

(2) JESC 規格案「建造物に施すD種接地工事の取り扱い」の策定と電技解釈第124条への引用要請について

(3) JESC 規格案「170kV以上の特別高圧架空電線における第2次接近状態物件の施設判断手法」の策定と電技解釈第124条解説への引用要請について

2. 案件の趣旨・目的、内容等について

(1) JESC 規格案「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の策定と電技解釈第134,139条への引用要請について

a. 規格案及び引用要請を作成した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 規格案及び引用要請の趣旨、目的、内容等

現行電技解釈第139条「地中電線と地中弱電流電線等又は管との接近又は交さ」における離隔の規定については、昭和61年3月の電技改正以前は、「耐火性の隔壁を設けること」が緩和要件とされていましたが、昭和61年3月に、硬質塩化ビニル管が登場したことを踏まえ、「地中電線を不燃性又は自消性のある難燃性の管に収めること」も緩和要件として認められました。ここで要求される「自消性のある難燃性」の管とは、「電気用品の技術上の基準を定める省令別表第二附表第二十四耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること」と規定されています。

また、電技解釈第134条「地中電線路の施設」における地中電線路を暗きょ式により施設する場合の耐燃措置の規定については、昭和59年11月の洞道内電話ケーブル火災事故(東京都世田谷区)を踏まえ、「不燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収め地中電線を施設すること」との内容で、平成4年4月に初めて規定されました。ここでいう「自消性のある難燃性」の管又はトラフに求められる性能は、電技解釈第139条と同じ「別表第二附表第二十四耐

燃性試験」を要求しています。

この「別表第二附表第二十四耐燃性試験」は、試験片により試験するものですが、管種や構造によらずに完成品で試験する方法について、JESC規格「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」を策定し、経済産業省 原子力安全・保安院に引用を要請するものです。

(2) JESC 規格案「建造物に施す D 種接地工事の取り扱い」の策定と電技解釈第 124 条への引用要請について

a. 規格案及び引用要請を作成した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 規格案及び引用要請の趣旨、目的、内容等

電技解釈第 124 条では、使用電圧が 35kV を超え 170kV 未満の特別高圧架空電線の場合、建造物の金属製上部造営材のうち第 2 次接近状態にあるものには D 種接地工事を施すことが規定されています。

しかしながら、電技解釈第 124 条解説には、「比較的面積の大きい金属製の部分に接地を施せばよい」と記載されていますが、D 種接地工事を必要とする建造物の金属製上部造営材の規模が明確でないことから、D 種接地の要否の判断に苦慮しています。

このため、使用電圧及び上部造営材の面積に応じた D 種接地の要否判断について、JESC 規格「建造物に施す D 種接地工事の取り扱い」を策定し、経済産業省 原子力安全・保安院に引用を要請するものです。

(3) JESC 規格案「170kV 以上の特別高圧架空電線における第 2 次接近状態物件の施設判断手法」の策定と電技解釈第 124 条解説への引用要請について

a. 規格案及び引用要請を作成した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 規格案及び引用要請の趣旨、目的、内容等

170kV 以上の特別高圧架空電線と建造物との水平距離は、電技省令第 48 条第 2 項に「当該建造物からの火災による当該電線の損壊によって一般電気事業に係わる電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、3m 以上としなければならない」と規定されています。

近年、170kV 以上の特別高圧架空電線の周辺にも多くの住宅等が建設されるようになり、今後、線下物件の施設可否の判断を求める社会的要請が強まることが予想されます。

現在、当該架空電線における第 2 次接近状態物件（架空電線の最外線から水平距離で 3m 未満の範囲内の物件）の施設可否の判断については、電技解釈第 76 条の解説に示された目安により行っており、判断し難い場合は、その都度経済産業省に問い合わせを行っています。

この電技解釈第 76 条解説には、「建造物とみなさないもの」として「建造物と連結された造営物の定義に満たない軽易なもの」や「造営物であるものの側面部分に壁がなくかつ開放度の高いもの」等が示されていますが、その定義が明確でないことから、現場での判断に苦慮していま

す。

このため、170kV以上の特別高圧架空電線における第2次接近状態物件の火災による架空電線への影響を考慮した施設の可否判断について、JESC規格「170kV以上の特別高圧架空送電線における第2次接近状態物件の施設判断手法」を策定し、経済産業省 原子力安全・保安院に引用を要請するものです。

3. 民間自主規格発行予定日

平成17年10月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っていますので、お問い合わせ下さい。ただし、複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先、意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)
電話 : 03-3216-0553 内線 252
Fax : 03-3214-6005
E-mail : staff@jesc.gr.jp
所在地 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成17年9月13日(火)から受付終了日 平成17年10月13日(木)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、Fax 若しくは電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また、頂きましたご意見等につきましては、連絡先を除きすべて公開される可能性があることをご了承下さい。

備考: 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。